

**自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」及び
超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」合同勉強会
中核市市長会資料**

平成31年2月15日

中核市市長会会長 倉敷市長 伊東 香織

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

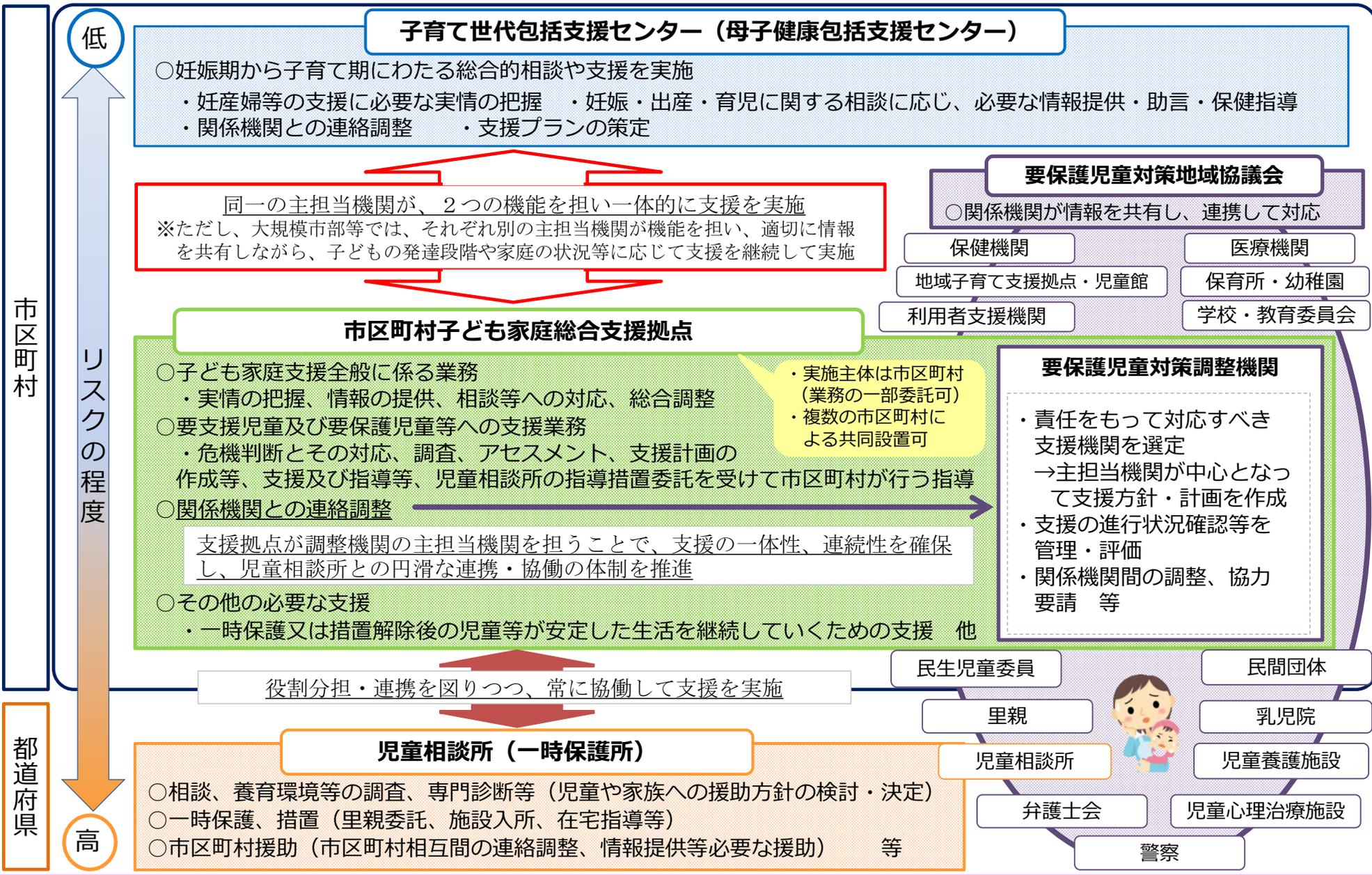
（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）のポイント

概要

平成12年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」第4条第5項に基づき、子ども虐待による死亡事例の背景要因等を分析・検証し、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の改善策を講じるため、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、これまで13次にわたって報告を取りまとめてきたが、今般、第14次報告を取りまとめたところ。

1. 検証・分析

(1) 死亡事例：心中以外の虐待死事例（49例・49人）

※対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日の1年間

○子どもの年齢

- ・例年同様、0歳が最も多く、うち月齢0か月が高い割合を占める。

〔 0歳：32人（65.3%） ※1～13次：313人（46.2%）
うち月齢0か月：16人（50.0%） ※1～13次：143人（45.7%） 〕

○実母の抱える問題

- ・例年以上に「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占める。

〔 予期しない妊娠/計画していない妊娠 24人（49.0%） ※1～13次：152人（25.2%）
妊婦健診未受診 23人（46.9%） ※1～13次：145人（24.0%） 〕

○主な虐待の種類

- ・例年同様、身体的虐待が最も多い。

〔 身体的虐待 27人（55.1%） ※1～13次：445人（65.6%）
ネグレクト 19人（38.8%） ※1～13次：181人（26.7%） 〕

○加害の動機

- ・例年同様、「保護を怠ったことによる死亡」、「子どもの存在の拒否・否定」が比較的高い割合を占める。

〔 保護を怠ったことによる死亡 8人（16.3%） ※1～13次：97人（14.9%）
子どもの存在の拒否・否定 6人（12.2%） ※1～13次：66人（10.1%） 〕

（※）この他、心中による虐待死事例（18例・28人）についても、同様に検証・分析を行っている。

(2) 重症事例（14例・14人）

※調査対象：平成28年4月1日～6月30日の3か月の間に児童相談所が受理した生命の危険に関わる受傷、衰弱死の危険性がある等の事例

○子どもの年齢

- ・0歳が最も多い。〔0歳：9人、1歳：1人、3歳：1人、5歳：1人、7歳：2人〕

○主な虐待の種類と受傷の要因

- ・身体的虐待が10人、ネグレクトが2人。
- ・受傷の要因は、頭部外傷が11人。

○関係機関の関与

〔重症の受傷以前に児童相談所の関与あり：5例、重症の受傷以前に市町村（虐待対応担当部署）の関与あり：4例〕

岡山県 倉敷市

(H31. 1月末現在)

市制施行 1928年(昭和3年)

人口 482,466人

世帯数 210,309世帯

中核市移行 2002年(平成14年)

児童人口 89,529人

面積 355.63km²



倉敷市内の主な児童関連施設 (施設数)

公立保育所	15	民間保育所	71
公立幼稚園	46	私立幼稚園	13
公立認定こども園	5	民間認定こども園	7
小規模保育事業等	22	地域子育て支援拠点	20
公立小学校	63	病児・病後児保育	4
公立中学校	26	児童クラブ	134
公立高校	5	総合療育相談センターゆめぱる	1
特別支援学校	2	妊婦・子育て相談ステーションすくすく	5
母子生活支援施設	1	児童養護施設	1

地域・市民

相談

支援

相談

支援

相談

支援

保健所

妊婦・子育て相談ステーションすくすく
(子育て世代包括支援センター)

※市内5か所に設置

全件妊婦面接
4,503件

乳児家庭全戸訪問
(生後4か月までに訪問)
4,317件

1歳6か月児健診
2歳児歯科健診
3歳児健診

ハイリスク

特定妊婦
42件

ハイリスク

虐待の疑い

ハイリスク

虐待の疑い

母子支援活動
保健師による

子ども相談センター (子ども家庭総合支援拠点)

虐待相談

- ・新規登録 270件
- ・継続支援 1,149件
- ・学校園での見守り 525件
- ・家庭訪問
- ・必要なサービスの提供
(育児・家事支援ヘルパーの派遣など)

養育支援訪問
(助産師による訪問)

子育て相談

送致

専門的支援

- ・発達検査
- ・行動観察

一時保護

施設入所など

助言・指導

連携

連携

子育て支援拠点

保育・幼稚園課

学校・
教育委員会

民生・主任児童
委員

児童養護施設

母子生活
支援施設

弁護士会

警察

医療関係

倉敷市要保護児童対策地域協議会

低リスク

妊娠期からの切れ目ない支援体制

高リスク

中核市市長会 平成29年度プロジェクト会議

(プロジェクト会議…中核市共通の課題等について政策提案に向けた調査・研究活動を実施)

1 プロジェクト名称 (テーマ)

- ① 地方分権検討プロジェクト (児童相談所に関する財源措置状況等)
- ② 地方創生第一プロジェクト (少子化対策)
- ③ 地方創生第二プロジェクト (地方への人材確保)

2 実施時期

平成29年4月～10月

3 提言活動

平成29年11月15日

※「中核市における児童相談所の設置に関する提言」はP.10に掲載

1. 平成29年度地方分権検討プロジェクトについて

【研究テーマ】

- ・児童相談所に関する財源措置状況等について

【提言項目】

- ・児童相談所整備に係る財源措置
- ・児童相談所設置に係る人材育成・確保

2. 児童相談所整備に係る財源措置

【財源制度】

○児童相談所（一時保護所）

⇒国庫補助金（1 / 2 相当）

【算定方法】 定員×補助単価

○児童相談所（事務所）

⇒普通交付税措置

3. 一時保護所の整備費と財源状況（調査結果）

設置市（中核市・指定都市※）の整備状況

単位：億円

	一時保護所
事業費（①）	2.8
国補助（②）	0.3
割合（②）÷（①）	11.8%

※指定都市は平成17年度以降に
指定都市に移行した団体を対象
※調査対象とした団体のうち、**新設**した
団体のみを抽出し平均値により算定
【現行補助制度】
・事業費の**1 / 2 相当**
(H28補正では**2 / 3 相当に引上げ**)

実態は 1 割程度

4. 一時保護所の整備費と財源状況（イメージ）

○一時保護所の整備状況（補助率は1/2相当を前提）



実際の事業費は補助金算定に反映されず、「定員×補助単価」で決定

実態に見合った支援措置を要望

5. 児童相談所（事務所部分）整備に係る交付税措置

【H29年度の交付税措置はどうか？】

単位：千円

交付税需要額 旧投資権能差分 (人口170万単位)	児童相談所 設置中核市 (①)	中核市 (②)	(①) - (②)
H28 (①)	75,534	75,534	0
H29 (②)	75,534	71,975	3,559
(②) - (①)	0	▲3,559	3,559

- ・H29は360万円／年間の交付税措置（都道府県170万人単位）
 - ・調査団体※の新設平均整備費は約3.3億円
- ※中核市及び平成17年度以降に移行した指定都市を対象

実態に見合った算定方法等の見直しを要望

6. 児童相談所に係る人材の育成・確保①

◆平成28年度の児童福祉法改正

- ・児童福祉司，児童心理司等における配置基準の見直し
(例) 児童福祉司

【改正前】

人口約 **4~7** 万人につき 1 人

【改正後】

①人口約 **4** 万人につき 1 人

②児童虐待相談対応件数が全国平均より多い場合は加算

◆国の児童相談所強化プラン（一部例）

- ・児童福祉司 H27年度：2,930人⇒H31年度：**3,480**人
- ・児童心理司 H27年度：1,290人⇒H31年度：**1,740**人

既設団体も専門職の大幅な増員が急務

7. 児童相談所に係る人材の育成・確保②

◆新設時のスーパーバイザーの配置について

専門職種	必要経験 年数目安
児童福祉司スーパーバイザー	5年以上
児童心理司スーパーバイザー	10年程度

既設団体も人材確保が急務の中で，新設団体が上記の専門職員を独自配置することは困難

 **専門職員の派遣や弾力的な対応について要望**

中核市における児童相談所の設置に関する提言

近年、児童虐待に関する相談件数は急増し、複雑・困難なケースへの対応が求められるとともに、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大している。このため、国は、平成28年に児童福祉法を改正し、法律の施行後5年を目途として、中核市が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援を講じるものとしている。

一方、平成16年の児童福祉法の改正により、中核市についても児童相談所の設置が可能となっているが、設置は2市にとどまっている。設置が進まない要因としては、都道府県が設置している児童相談所との関係など、各市が置かれている地域特性もあるが、特に財源や人材の確保が大きな課題となっている。

このような中、児童虐待への対応は急務であるとし、住民に最も身近な行政の強みを活かし、児童虐待の未然防止から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援を行うため、早急に児童相談所の設置を進める市もあることから、児童相談所の設置に係る地方負担の実態に即した支援について、国の早期かつ具体的な措置を求める。

1 財源措置について

一時保護所の整備に当たっては、国は、国庫補助金により整備費の1/2相当を支援しているが、国が想定している整備費は実態と乖離しており、過少であるため、補助額は実際の整備費の1割程度に留まっている。ついては、一時保護所整備に係る地方負担の実情を十分に踏まえ、整備費の実態に見合った支援措置となるよう見直すこと。

また、児童相談所（事務所部分）の整備に必要な財源については、地方交付税により措置されているが、中核市の人口規模を前提としたものになっていないほか、整備費に対する交付税措置額が極めて過少であるため、実態に見合った算定方法の見直しや新たな補助金等の適切な措置を講じること。

2 人材の育成・確保について

児童相談所に配置する児童福祉司や児童心理司等のうち、特に指導的役割を担うスーパーバイザーの確保が難しく、新設される児童相談所では、都道府県からの職員派遣が不可欠となっている。

しかしながら、都道府県においては、国の児童相談所強化プランに基づく専門職等の増員・育成が急務となっており、都道府県から中核市への職員派遣を行う余力がない状況になることが見込まれることから、スーパーバイザー等の派遣が確実に行われるよう、国からも適切な支援を講じること。また、専門職等の配置については、都道府県と規模等が異なる中核市の実態を十分に踏まえ、画一的な基準ではなく、弾力的な対応を可能とすること。

平成29年10月27日

中核市市長会

児童福祉司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
1年未満	約16%	約15%	約17%	約13%	約15%	約17%	約14%
1～3年	約29%	約29%	約28%	約28%	約26%	約26%	約26%
3～5年	約19%	約19%	約17%	約18%	約18%	約18%	約17%
5～10年	約23%	約24%	約24%	約24%	約25%	約23%	約25%
10年以上	約13%	約14%	約14%	約16%	約17%	約17%	約17%

児童心理司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
1年未満	約9%	約11%	約13%	約11%	約13%	約11%	約12%
1～3年	約20%	約19%	約19%	約22%	約20%	約20%	約20%
3～5年	約17%	約16%	約16%	約17%	約16%	約16%	約16%
5～10年	約30%	約29%	約28%	約26%	約27%	約25%	約26%
10年以上	約25%	約25%	約24%	約24%	約25%	約28%	約26%

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	100人※3	→	各児童相談所※2	+ 110人程度
合計	4,690人	→	7,620人	+ 2,930人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合
	平成28年度	平成29年度(速報値)	対前年度増減件数	
1 北海道	3,023	3,220	197	107%
2 青森県	949	1,073	124	113%
3 岩手県	942	1,088	146	115%
4 宮城県	812	727	▲ 85	90%
5 秋田県	410	460	50	112%
6 山形県	331	271	▲ 60	82%
7 福島県	956	1,177	221	123%
8 茨城県	2,038	2,256	218	111%
9 栃木県	1,116	1,232	116	110%
10 群馬県	1,142	1,079	▲ 63	94%
11 埼玉県	9,343	10,439	1,096	112%
12 千葉県	6,775	6,811	36	101%
13 東京都	12,494	13,707	1,213	110%
14 神奈川県	4,105	4,904	799	119%
15 新潟県	1,240	1,482	242	120%
16 富山県	629	794	165	126%
17 石川県	436	438	2	100%
18 福井県	510	553	43	108%
19 山梨県	970	757	▲ 213	78%
20 長野県	1,909	2,048	139	107%
21 岐阜県	1,004	1,095	91	109%
22 静岡県	1,516	1,304	▲ 212	86%
23 愛知県	4,297	4,364	67	102%
24 三重県	1,310	1,670	360	127%
25 滋賀県	1,283	1,400	117	109%
26 京都府	1,561	1,528	▲ 33	98%
27 大阪府	10,118	11,306	1,188	112%
28 兵庫県	2,867	3,614	747	126%
29 奈良県	1,467	1,481	14	101%
30 和歌山県	1,140	1,142	2	100%
31 鳥取県	84	76	▲ 8	90%
32 島根県	211	203	▲ 8	96%
33 岡山県	453	497	44	110%
34 広島県	2,066	2,053	▲ 13	99%
35 山口県	551	526	▲ 25	95%

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合
	平成28年度	平成29年度(速報値)	対前年度増減件数	
36 徳島県	658	634	▲ 24	96%
37 香川県	959	1,181	222	123%
38 愛媛県	803	726	▲ 77	90%
39 高知県	291	326	35	112%
40 福岡県	2,300	3,084	784	134%
41 佐賀県	275	248	▲ 27	90%
42 長崎県	665	630	▲ 35	95%
43 熊本県	520	545	25	105%
44 大分県	1,230	1,321	91	107%
45 宮崎県	631	1,136	505	180%
46 鹿児島県	352	818	466	232%
47 沖縄県	713	691	▲ 22	97%
48 札幌市	1,798	1,913	115	106%
49 仙台市	743	695	▲ 48	94%
50 さいたま市	2,271	2,656	385	117%
51 千葉市	1,135	1,103	▲ 32	97%
52 横浜市	4,132	4,825	693	117%
53 川崎市	2,086	2,411	325	116%
54 相模原市	1,149	1,132	▲ 17	99%
55 新潟市	605	676	71	112%
56 静岡市	486	590	104	121%
57 浜松市	494	474	▲ 20	96%
58 名古屋市	2,747	2,898	151	105%
59 京都市	1,145	1,328	183	116%
60 大阪市	6,020	5,485	▲ 535	91%
61 堺市	1,605	1,621	16	101%
62 神戸市	1,225	1,576	351	129%
63 岡山市	469	436	▲ 33	93%
64 広島市	1,414	1,625	211	115%
65 北九州市	918	1,139	221	124%
66 福岡市	976	1,292	316	132%
67 熊本市	570	703	133	123%
68 横須賀市	722	656	▲ 66	91%
69 金沢市	410	429	19	105%
全国	122,575	133,778	11,203	109%

※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数である。

一時保護所の定員等の状況（都道府県市別）

自治体名	定員数 (H30.4.1現在)	H29平均入所率 (%)
北海道	164	32.9
青森県	15	47.3
岩手県	40	19.7
宮城県	30	62.9
秋田県	23	29.8
山形県	26	48.3
福島県	48	45.2
茨城県	30	58.9
栃木県	25	77.9
群馬県	36	106.8
埼玉県	120	91.0
千葉県	115	105.7
東京都	213	109.1
神奈川県	80	82.6
新潟県	50	30.8
富山県	20	32.3
石川県	28	25.5
福井県	31	31.2
山梨県	24	73.8
長野県	30	44.3
岐阜県	36	23.0
静岡県	40	61.7
愛知県	78	70.2
三重県	35	66.9
滋賀県	32	75.8
京都府	44	25.8
大阪府	86	84.9
兵庫県	40	84.8
奈良県	20	55.6
和歌山県	25	48.7
鳥取県	26	20.4
島根県	57	25.5
岡山県	24	34.9
広島県	36	45.4
山口県	18	53.2

自治体名	定員数 (H30.4.1現在)	H29平均入所率 (%)
徳島県	12	39.2
香川県	20	61.7
愛媛県	36	10.9
高知県	31	56.3
福岡県	90	45.0
佐賀県	14	88.6
長崎県	34	54.5
熊本県	25	44.3
大分県	22	64.2
宮崎県	60	22.1
鹿児島県	31	28.0
沖縄県	44	74.1
札幌市	50	76.9
仙台市	20	77.6
さいたま市	22	81.5
千葉市	37	73.9
横浜市	161	87.4
川崎市	60	82.2
相模原市	25	91.9
新潟市	23	51.5
静岡市	20	33.0
浜松市	20	51.8
名古屋市	50	107.8
京都市	30	79.8
大阪市	100	93.7
堺市	20	90.9
神戸市	50	58.3
岡山市	25	30.4
広島市	20	50.4
北九州市	40	51.5
福岡市	40	99.2
熊本市	20	59.4
横須賀市	25	74.6
金沢市	12	35.0
合計	3,034	65.8

中核市における児童相談所設置に関する主な意見

- 1 **市域内における都道府県設置の児童相談所の有無について**
あり：47市（87%） なし：7市（13%）
- 2 **中核市に児童相談所を必置とすることについて**
賛成：3市（6%） どちらともいえない：17市（31%）
反対：34市（63%）
- 3 **児童相談所の設置について** ※既に設置済の金沢市・横須賀市を除く
設置予定：2市（4%） 設置を調査・検討中：17市（33%）
現段階では設置を検討していない：33市（63%）
- 4 **設置に向けた各市が考える課題等（検討していない理由も含む）**
 - (1) **設置予定の市**
 - ・ 専門職員の確保・育成や財源の確保が課題。国の支援が必要。
 - (2) **設置を調査・検討中の市**
 - ・ 設置運営にかかる財政負担，専門職員の確保・育成が課題であり十分な支援策が示されていない。
 - ・ 設置が進まない要因等の検証が十分になされておらず，児童相談所を設置することによる成果に疑問あり。
 - ・ 広域連合方式での設置を検討。
 - ・ 設置の必要性等について外部会議から提言を受け，今後，内部で検討予定。
 - (3) **現段階では設置を検討していない市**
 - ・ 「市による支援」と「県による介入・措置」という役割分担で行っていくことが，「保護者の支援」と「子どもの安全確保」に効果的である。
 - ・ 市内に県の児童相談所があり，十分に連携が図られている。
 - ・ 県児相，県警，学校，医師会等と連携し，ケース管理ができており，市として設置する必要性が見いだせない。
 - ・ 専門職員の確保・育成，設置にかかる課題（費用，場所，地域住民の理解等）及び運営・業務執行体制の確立，財源確保が課題。
 - ・ 近年、中核市に移行して保健所を整備したばかりであり、児童相談所の検討をできる状況にない。
 - ・ まずは，県児相の体制強化（増員、警察官の配置等）を早急に行うべきである。

中核市における児童相談所の設置に関する緊急要請

平成30年12月27日に公表された「社会保障審議会 児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」において、中核市における児童相談所の設置義務化も含めた法令上の措置の検討等の必要性が示された。

中核市における児童相談所の設置については、平成28年5月の児童福祉法等の一部改正の際に、人口や財政規模、都道府県が設置する児童相談所が市内または近隣に所在するかなど各市で状況が異なることから、本会の意見として、各市の現状や意向を踏まえて、国と中核市の間で丁寧な議論を積み重ねるとともに、財源の確保や専門的人材の育成・確保など、国において継続的かつ安定的な支援措置を講じるよう要望した。

また、この改正では、国・都道府県・市区町村それぞれの役割・責務が明確化され、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談体制の強化を図るため、市区町村による「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促し、都道府県が設置する児童相談所との役割分担による連携した支援の方向性が示された。そのため、多くの中核市は、自らの保健所設置市としての機能を発揮しながら、都道府県の児童相談所や関係機関等との緊密な連携により継続した支援を行い、児童虐待の未然防止等に取り組んでいるところである。

さらに本会では、これまでも、平成29年度に中核市にとっての児童相談所設置の推進を阻害する要因等を検証するためのプロジェクト会議を設け、一時保護所・児童相談所（事務所部分）の整備費への適切な財政措置や専門的人材の育成・確保についての提言を取りまとめるなど、関係省庁・政党への提言活動を行ってきた。

しかしながら、これまでの提言等に対して十分な対応はなされておらず、さらには、本来、国において、中核市の取組状況や都道府県が設置する児童相談所との役割分担の現状・課題等に係る詳細な実態把握を行い、その結果を踏まえて審議がなされるべきところ、当事者である中核市の実情や意見が反映されないなかで、唐突に、中核市における児童相談所の設置義務化も含めた法令上の措置の検討の必要性が明記されたことに多くの中核市及び中核市への移行を検討している市は大変困惑している。

こうしたことから、中核市における児童相談所の設置促進については、地域の特性が異なる各市の現状や意見を十分に聴いていただき、中核市及び中核市への移行を検討している市との間での丁寧な議論を積み重ねたうえで、義務化ありきではなく、設置の後押しとなる十分な財政措置や専門的人材の育成・確保にかかる支援の充実によるものとするよう強く要請する。

平成31年 1月23日

中核市市長会